

JAS
0911

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

乾めん類

Dried Japanese noodles

1986年 6月 9日 制定

2019年 12月 13日 改正

農林水産省

目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	品質	2
4.1	干しそば	2
4.2	干しめん	2

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律に基づき、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、乾めん類の日本農林規格（平31年2月15日付け農林水産省告示第358号）は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

乾めん類

Dried Japanese noodles

1 適用範囲

この規格は、乾めん類の品質について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

乾めん類

次のいずれかのもの。

- a) 小麦粉又はそば粉に食塩、やまのいも、抹茶、卵等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの。
- b) a)に調味料（3.4）、やくみ（3.5）等を添付したもの。

3.2

干しそば

乾めん類（3.1）のうち、そば粉を使用したもの。

3.3

干しめん

乾めん類（3.1）のうち、干しそば（3.2）以外のもの。

3.4

調味料

直接又は希釈して、めんにつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるもの。

3.5

やくみ

ねぎ、のり、七味とうがらし等。

3.6

そば粉の配合割合

食塩以外の原材料及び添加物に占めるそば粉の重量の割合。

4 品質

4.1 干しそば

干しそばの品質は、表 1 の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

表 1—干しそばの等級ごとの品質基準

区分	基準	
	上級	標準
食味	調理後の食味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。	
めん	外観	次による。 a) 色沢及び形態が良好であること。 b) 切損がほとんどないものであること。
	そば粉の配合割合	50%以上。 40%以上。
	原材料	次のもののみを使用することができる。 a) そば粉 b) 小麦粉（使用する小麦粉の灰分は、600℃燃焼灰化法により測定したとき、0.8%以下とする。） c) やまのいも及び海藻（つなぎに使用する場合に限る。） d) 食塩
	添加物	使用していないこと。
内容量	表示重量に適合していること。	

4.2 干しめん

4.2.1 食味

食味は、表 1 の食味の基準による。

4.2.2 めんの外観

めんの外観は、表 1 の外観の基準による。

4.2.3 めんの原材料

めんの原材料は、次のもののみを使用することができる。

- a) 小麦粉（使用する小麦粉の灰分は、600℃燃焼灰化法によって測定したとき、0.4%以下とする。）
- b) でん粉
- c) 食用植物油（めん帯又はめん線に塗付する場合に限る。）
- d) 食塩
- e) 抹茶及び粉末野菜

4.2.4 めんの添加物

めんの添加物は、次による。

- a) CODEX STAN 192 3.2 の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格 3.3 の規定に適合していなければならない。
- b) 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものでなければならない。

- c) a)の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法により伝達されるものでなければならない。ただし、業務用の製品に使用する場合にあっては、この限りでない。
- 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。
 - 2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法。
 - 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。
 - 4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法。

4.2.5 内容量

内容量は、表 1 の内容量の基準による。

制定等の履歴

制 定 昭和 61 年 6 月 9 日農林水産省告示第 911 号
改 正 昭和 63 年 12 月 9 日農林水産省告示第 1973 号
改 正 平成 2 年 9 月 29 日農林水産省告示第 1225 号
改 正 平成 6 年 3 月 1 日農林水産省告示第 435 号
改 正 平成 6 年 8 月 9 日農林水産省告示第 1131 号
改 正 平成 6 年 12 月 26 日農林水産省告示第 1741 号
改 正 平成 8 年 4 月 4 日農林水産省告示第 424 号
改 正 平成 9 年 2 月 17 日農林水産省告示第 248 号
改 正 平成 10 年 7 月 22 日農林水産省告示第 1074 号
改 正 平成 16 年 6 月 18 日農林水産省告示第 1190 号
改 正 平成 21 年 4 月 9 日農林水産省告示第 485 号
改 正 平成 26 年 5 月 15 日農林水産省告示第 653 号
改 正 平成 28 年 2 月 24 日農林水産省告示第 489 号
確 認 平成 31 年 2 月 15 日農林水産省告示第 358 号
最終改正 令和元年 12 月 13 日農林水産省告示第 1628 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和元年 12 月 13 日農林水産省告示第 1628 号
令和元年 12 月 13 日から施行する。